資料１

平成３０年度実地指導での

指摘事項について

※根拠法令については下記のとおりです

・「支援基準」：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

（平成11年3月31日厚生省令第38号）

・「解釈通知」：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

（平成11年7月29日老企第22号）

・「算定基準」：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

（平成12年2月10日 厚生省告示第19号）

・「留意事項」：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

| No | 項目 | 指摘事項・事例 | 指導内容 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 従業者の員数 | 介護支援専門員の員数については、利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１とされているが、利用者の人数に対して介護支援専門員の員数が不足している。 | 業務負担等も考慮の上、職員の配置や業務量について調整を行うこと。 | ・支援基準第2条 |
| 2 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 重要事項説明書等に事故発生時の対応についての記載がなく、説明が不十分となる可能性がある。 | 居宅介護支援の提供の開始に際しては、利用申込者・家族に対し、下記の内容を説明する必要があるため、重要事項説明書等に記載した上で十分に説明を行うこと。  【重要事項説明書に記載が必要な項目】  ①運営規程の概要  ②介護支援専門員の勤務の体制  ③秘密の保持  ③事故発生時の対応  ④苦情処理の体制等 | ・支援基準第4条 |
| 3 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 利用者に交付している重要事項説明書について、誤りや記載漏れがある。 | 記載内容を追加・修正する等、適切な対応を行うこと。 | ・支援基準第4条 |
| No | 項目 | 指摘事項・事例 | 指導内容 | 根拠法令 |
| 4 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 利用者が複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができることや、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能であることを説明する必要があるが、重要事項説明書等には、その旨の記載がなく、説明が不十分である。  また、平成30年4月以降に契約した利用者に対しては、説明し署名を得ているが、それ以前から契約を行っている利用者に対しては、署名を得ていないため、説明を行った事実が不明確である。 | 必要な事項を重要事項説明書等に記載した上で、確実に説明を行い、書面で同意を得ること。  また、平成30年4月以前から契約を行っている利用者に対しても、十分に説明し理解を得た上で確実に署名を得ることが望ましい。 | ・支援基準第4条 |
| 5 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 利用者・家族に対して、利用者が病院等に入院する場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を、病院等伝えるよう求めなければならないとされているが、説明が不十分である。 | 重要事項説明書等に記載しておくなど、確実に説明が出来るよう適正な措置を講じること。 | ・支援基準第4条 |
| 6 | 指定居宅介護支援の基本取扱方針 | 指導実施時点において自己評価を行っていない。 | 居宅介護支援の提供にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る自己評価の取り組みを行う必要があるため、原則として一年に一度自己評価を実施すること。 | ・支援基準第12条 |
| 7 | 運営規定 | 利用者に交付している運営規定について、一部利用者の誤解を招く可能性のある記載がある。  また重要事項説明書の記載内容と差異がある。 | 記載内容を修正する等適切な対応を行うこと。 | ・支援基準　第18条 |
| No | 項目 | 指摘事項・事例 | 指導内容 | 根拠法令 |
| 8 | 掲示 | 事業所において掲示している運営規程や重要事項説明書について、一部修正が必要な項目がある。 | 運営規程や重要事項説明書の内容を修正した上で掲示をおこなうこと。 | ・支援基準　第22条 |
| 9 | 広告 | 利用者に交付しているパンフレットについて、一部利用者の誤解を招く可能性のある記載がある。 | 記載内容を修正する等適切な対応を行うこと。 | ・支援基準　第24条 |
| 10 | 苦情処理 | 重要事項説明書に苦情処理の体制及び手順等についての詳しい記載がない。  また、重要事項説明書の掲示がなく、苦情処理の体制等についても掲示されていない。 | 重要事項説明書の内容を追記した上で、その説明書については事業所の見やすい場所に掲示すること。 | ・支援基準　第26条 |
| 11 | 記録の整備 | アセスメントの記録やモニタリング等の記録について、整理がなされておらず、実地指導当日に確認できない記録があった。 | アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等を実施した場合は、記録を作成するとともに、その記録については５年間保存する必要がある。  実地指導においては、各基準についての実施状況や加算の算定要件の適合状況を、各事業所で整備した書面にて確認していくこととなるため、早急に記録を整理し、居宅介護支援の業務が適切に執行されていることが確認できる状態とすること。 | ・支援基準　第13条、第29条 |
| 12 | 記録の整備 | 居宅介護支援の提供に関する記録を保存していない。 | 完結の日から５年間保存しなければならないとされているため、確実に保存すること。 | ・支援基準  　第29条 |
| No | 項目 | 指摘事項・事例 | 指導内容 | 根拠法令 |
| 13 | 指定を受けている旨の掲示 | 介護保険法第79条及び第79条の2の規定による指定及び指定の更新を受けていることを示す掲示がない。 | 事業所の見やすい場所に掲示をすること。 | ・小山市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則　第4条 |
| 14 | 特定事業所集中減算の取り扱い | 特定事業所集中減算の算定に係る事項を記載した書類を作成・保管していない。 | 記録については減算が適用とならない事業所であっても、作成及び保管を行うこと。 | ・算定基準  ・留意事項 |
| 15 | 特定事業所集中減算の取り扱い | 特定事業所集中減算の算定に係る事項を記載した書類を作成し、算定の結果80％を超えていたが、市に書類を提出していない。 | 算定の結果80％を超えていた場合は、やむを得ない事情の有無に関わらず、市に書類を提出すること。  また、提出していない期間の書類については、速やかに提出すること。 | ・算定基準  ・留意事項 |
| 16 | 入院時情報連携加算 | 利用者が入院してから４日以上経過しているケースで、加算（Ⅰ）が算定されている。 | 入院時情報連携加算（Ⅰ）については利用者が病院等に入院してから３日以内、入院時情報連携加算（Ⅱ）については４日以上７日以内に、病院等の職員に対して利用者にかかる情報を提供している場合に算定が可能となっている。  加算を算定したケースについて、算定要件を満たしていたか確認し、算定要件を満たしていないものについては、過誤調整を行うこと。 | ・算定基準  ・留意事項 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| No | 項目 | 指摘事項・事例 | 指導内容 | 根拠法令 |
| 17 | 退院・退所加算 | 退院・退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ、（Ⅲ）を算定しているが、「退院時共同指導料２の注３の要件」を満たすカンファレンスを実施していない。 | 「退院時共同指導料２の注３の要件」に記載されたカンファレンスついては、入院中の保険医療機関の保険医が、下記の関係者のうちいずれか３者と共同して指導を行うとされている。  ・利用者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等  ・保険医である歯科医師若　しくは歯科衛生士  ・保険薬局の保険薬剤師  ・訪問看護ステーションの　看護師等（准看護師を除く。）  ・居宅介護支援事業者の介　護支援専門員  加算を算定したケースについて、算定要件を満たしていたか確認し、算定要件を満たしていないものについては、過誤調整を行うこと。 | ・算定基準  ・留意事項 |
| 18 | 入院時情報連携加算  退院・退所加算 | 実際には入退院をしていない利用者に誤って算定されている。 | 誤って算定されているものについては、過誤調整を行うこと。 | ・算定基準  ・留意事項 |

**○居宅サービス計画作成にあたっての指導・助言**

| No | 項目 | 指導・助言内容 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | アセスメントの実施 | 居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（アセスメント）を行わなければならないとされているが、それに当たっては厚生労働省が示した利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる方法を用いることとされている。  貴事業所で使用している課題分析項目について、厚生労働省が示した課題分析標準項目の一部に漏れがあったため、課題分析標準項目の全てを確認するとともに、アセスメントの記録については確実に書類に残すこと。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 2 | サービス担当者会議の開催 | サービス担当者会議の実施にあたり、本人及び家族の日程調整のために、開催までに時間がかかっているケースが見受けられた。  サービス担当者会議を行うにあたっては、居宅サービス計画の原案を作成後、出来る限り速やかに開催できるよう調整することが望ましい。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 3 | 目標（長期目標・短期目標）の設定について | 居宅サービス計画における「目標」については、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではない、とされている。  作成している居宅サービス計画について、利用者本人が目指すべき目標でなく、「家族の休息」が目標となっているケースや、「リハビリを行う」などの本人の目標でなく、サービス提供事業者が提供するサービス内容を目標としているケースがあったため、本人を主体とした目標に改めること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 4 | 居宅サービス計画の説明及び同意 | 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案を作成した際には、利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得なければならないとされている。  　要介護認定の申請中の利用者に対する居宅サービス計画について、計画を作成してから利用者又はその家族へ説明をするまでに期間を要しているケースが見受けられるため、計画作成後速やかに利用者・家族への説明を行い、同意を得るようすること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| No | 項目 | 指導・助言内容 | 根拠法令 |
| 5 | 居宅サービス計画書第３表の記載 | 居宅サービス計画書第３表「週間サービス計画表」は、利用者の主要な日常生活に関する活動を明らかにし、対応するサービスとの関係がわかるようにするものである。  　平均的な一日の過ごし方について記載されていない計画書があったため、利用者の生活状況を把握した上で記載すること。 | ・「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（老企第29号） |
| 6 | 総合的な居宅サービス計画の作成 | 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外のサービス等も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めることとされている。  介護給付等対象サービス以外の地域住民による自発的な活動や、家族等による支援、配食サービス等の高齢者在宅福祉サービス等も計画に位置づけ、総合的な居宅サービス計画となるよう努めること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 7 | 福祉用具貸与を受ける必要性に関する記載 | 福祉用具については、利用者の心身の状況に合わない福祉用具が提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観点から、適切な福祉用具が選定され利用されるように、福祉用具を必要とする理由を把握し、その理由を居宅サービス計画に記載することが必要である。  福祉用具貸与が必要な理由について明記されていない居宅サービス計画が見受けられたため、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に理由が明らかになるように記載すること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 8 | 医療サービスの利用にあたっての主治医等の意見 | 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めなければならないとされている。  通所リハビリテーションの利用にあたり、主治医等の指示があることを確認していない事例があったため、意見を求めるようにすること。  加えて、主治医等の意見を求めた上で居宅サービス計画を作成した場合については、主治医等とのより円滑な連携に資するよう、作成した居宅サービス計画を、意見を求めた主治医等に交付すること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| No | 項目 | 指導・助言内容 | 根拠法令 |
| 9 | 利用者の口腔機能に関する情報の連携 | 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師・歯科医師・薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。  貴事業所の利用者のうち、通所介護の口腔機能向上加算を算定している利用者がいるため、サービス提供事業所と適切に連携し、利用者の嚥下、食事摂取、口腔清潔等の状況について把握し、必要に応じて主治の医師等に情報提供することが望ましい。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 10 | 主治医等への居宅サービス計画の交付 | 利用者が訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合は、主治医等の意見を求めた上で居宅サービス計画を作成し、その居宅サービス計画を主治医等に交付する必要がある。  　居宅サービス計画を主治医等に交付していないケースが見受けられたため交付すること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 11 | モニタリングの実施 | モニタリングの実施にあたっては、特段の事情のない限り、少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問して利用者と面接する必要がある。  　利用者及び家族に起因するやむを得ない事情があるものの、１月に１回の居宅への訪問が出来なかったケースがあったため、出来る限り調整の上で居宅への定期的な訪問を行うこと。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 12 | モニタリングの結果の記録 | モニタリングに当たっては、少なくとも１月に１回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して実施する必要がある。加えて、モニタリングの結果については、少なくとも１月に１回記録することとされている。  モニタリングの結果の記録は、一連のケアマネジメント業務を行っていることを証するために重要な資料であることから、確実に記録を作成すること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 13 | モニタリングの結果の記録 | モニタリングの結果について、１月に１回実施・記録をしているが、モニタリングの結果の記録に記載した「実施日」の記載内容が、実際の実施日と異なっているものが見受けられた。  　モニタリングの結果の記録は、一連のケアマネジメント業務を行っていることを証するために重要な資料であることから、記載内容については実際の実施日に統一することが望ましい。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| No | 項目 | 指導・助言内容 | 根拠法令 |
| 14 | 再アセスメントを行う際の注意点 | 居宅サービス計画を変更する際には、原則として支援基準に規定された「居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務」を行うことが必要となっている。  利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（アセスメント）を再度行うにあたり、一部の記録に記載漏れが見受けられたため全ての項目について漏れなく確認し、その内容を記録すること。 | ・支援基準  　第13条 |
| 15 | 居宅サービス計画の説明及び同意 | 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案を作成した際には、利用者・家族に説明し、文書により利用者の同意を得なければならないとされている。  要介護認定の申請中の利用者に対しても、居宅サービスを利用する場合には居宅サービス計画の作成が必要となる。  サービス利用開始前に居宅サービス計画を作成し、速やかに利用者・家族への説明を行い、同意を得ること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |
| 16 | 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの併用 | 訪問リハビリテーション費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされており、通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合に算定が可能となるものであり、通院により同様のサービスが担保されるのであれば、通所系サービスを優先すべきとされている。  現在、通所リハビリテーションに通うことのできる利用者に対して、訪問リハビリテーションを提供する居宅サービス計画となっているため、訪問リハビリテーションを利用する必要性について改めて検討すること。 | ・算定基準  ・留意事項 |
| 17 | 居宅療養管理指導の利用について | 居宅療養管理指導については、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、居宅療養管理指導事業所の医師が、利用者の居宅を訪問して行うサービスである。  　貴事業所で作成した居宅サービス計画において、短期入所中でありながら居宅療養管理指導を利用している可能性のある利用者が確認された。  実際には、一時的に居宅に戻り居宅療養管理指導の提供を受けたとのことであったが、提供にあたっては事故等がないよう対応するとともに、可能な限り他のサービスを利用しない日に居宅療養管理指導の提供を受けることが望ましい。 | ・算定基準  ・留意事項 |
| No | 項目 | 指導・助言内容 | 根拠法令 |
| 18 | 個別サービス計画との整合性の確認 | 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求める必要がある。  　これは、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画と、サービス事業者で作成された個別サービス計画の連動性や整合性について確認し、サービス事業者の担当者と継続的に連携し、意識の共有を図るために重要となる。  　個別サービス計画の内容を確認していないケースがあったため、サービス事業者に個別サービス計画の提出を求め、連携に努めること。 | ・支援基準  　第13条  ・解釈通知 |